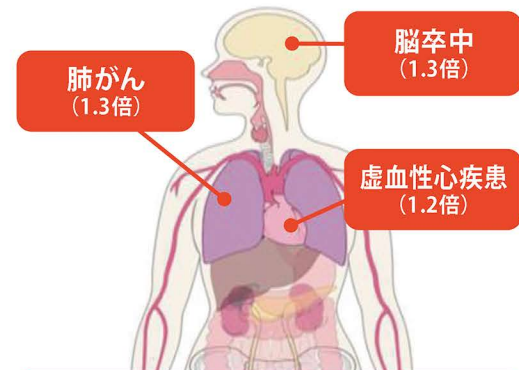




## 受動喫煙による健康への影響は？

受動喫煙により、様々な病気のリスクが高まります！

●受動喫煙によりリスクが高まる病気



乳幼児突然死症候群 (SIDS) (4.7倍)

(出典:「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、国立がん研究センターがん情報サービス)

受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計される人数は、

全国で

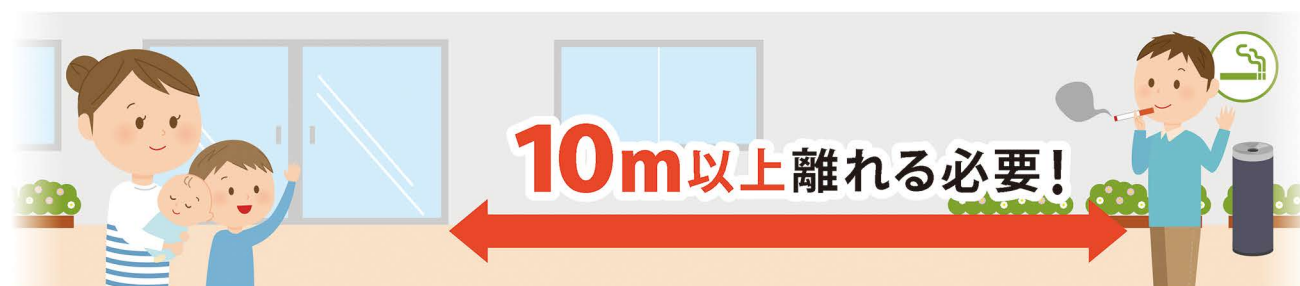
年間 **15,000人!**

(出典:厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」)

## たばこの煙はどこまで届く？

屋外における無風という状態下で、ひとりの喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14メートル(半径7メートル)の円周内とされています。(出典:「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」平成18年3月)

本県では、これを参考に専門家等で構成された検討委員会で検討した結果、複数の喫煙者がたばこを吸う場合などを考え、屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等からおおむね **10m以上離すこと**としています。



## 山口県の受動喫煙の状況は？

●最近1か月間に、受動喫煙にあった者の割合

区分	割合
飲食店	43.8%
職場	39.1%
遊技場	32.0%

(出典:山口県健康福祉部健康増進課「平成29年度健康づくりに関する県民意識調査」)

全国的に受動喫煙への関心が高まる中で、本県では

受動喫煙防止の  
取組強化が必要

受動喫煙防止の  
取組の推進に  
関する条例を制定!

## わたしたちの責務と役割

条例では、以下のような内容を定めています。

**さあ、健康で快適な生活をおくることができるよう、みんなで受動喫煙の防止に取り組みましょう!**

### 県民の皆さん

- 受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めましょう!
- 県や市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めましょう!
- 身の回りにいる子どもが受動喫煙にあうことがないように努めましょう!



### 事業者、施設管理者の皆さん

- 受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めましょう!
- 事務所や施設において、室内を禁煙にすることや喫煙場所をはっきり表示するなど、受動喫煙を防止するための環境の整備に努めましょう!
- 県や市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めましょう!



### 県

- 受動喫煙に関する正しい知識の普及や県民等の気運の醸成その他必要な取組を行います。
- 市町及び学校などの教育機関と連携し、子どもや保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育を進めます。
- 市町や事業者又は施設管理者などが行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、受動喫煙に関する情報の提供や専門的又は技術的な助言を行います。